

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
国際連合児童 基金	リベリア共和国における小児感染症予防計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合基金との間の交換公文	リベリア共和国における小児感染症予防計画を実施するために必要なワクチン、医薬品及び機材並びにそれらの調達に必要な役務の供与	259,000 千円 -----	H18.1.5 アクラ(ガーナ)で (同日)	本側 石川正紀在リベリア大使(ガーナにて兼轄) 国際連合児童基金側 アベンジェラ・カーニー在リベリア事務所代表	H18.1.19 24号
国際連合児童 基金	ジンバブエ共和国における小児感染症予防計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合基金との間の交換公文	ジンバブエ共和国における小児感染症予防計画を実施するために必要な役務の供与	297,000 千円 -----	H18.1.12 ハラレで (同日)	本側 飯山常成在ジンバブエ大使 国際連合児童基金側 フェスト・P・カベシエ在ジンバブエ事務所長	H18.1.24 34号
国際連合食糧 農業機関	エリトリア国における劣化農薬の処理・管理に関する計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合食糧農業機関との交換公文	エリトリア国における劣化農薬の処理・管理に関する計画の実施並びにそれらの調達に必要な役務の供与	65,000 千円 -----	H18.2.28 ローマで (同日)	日本側 中村雄二在イタリア大使 国際連合食糧農業機関側 デヴィッド・ハチャリツク事務次長	H18.4.6 193号
国際連合食糧 農業機関	ウガンダ共和国における貧困及び食糧不足の削減のためのネリカ米及び改善された稲の生産体制の普及に関する計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合食糧農業機関との交換公文	ウガンダ共和国における貧困及び食糧不足の削減のためのネリカ米及び改善された稲の生産体制の普及に関する計画の実施に必要な基本的農業投入材及び機材並びにそれらの調達に必要な役務の供与	147,000 千円 -----	H18.2.28 ローマで (同日)	日本側 中村雄二在イタリア大使 国際連合食糧農業機関側 デヴィッド・ハチャリツク事務次長	H18.4.6 194号
国際移住機関	「アチエにおける平和構築、元政治犯及び元戦闘員社会復帰支援並びに紛争被害地域再生支援計画」のための贈与に関する日本国政府と国際移住機関との交換公文	「アチエにおける平和構築、元政治犯及び元戦闘員社会復帰支援並びに紛争被害地域再生支援計画」の実施に必要な役務の調達に必要な資金の贈与	1,000,000 千円 -----	H18.3.2 ジャカルタで (同日)	日本側 飯村豊在インドネシア大使 国際移住機関側 ジョレン・ストネシヤ事務所長	H18.3.17 134号
国際連合児童 基金	東ティモール民主共和国における母子保健改善計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	東ティモール民主共和国における母子保健改善計画を実施するために必要なワクチン、医薬品及び機材並びにそれらの調達に必要な役務の供与	204,000 千円 -----	H18.3.7 デイルリで (同日)	日本側 清水健司在東ティモール大使 国際連合児童基金側 クテラインニー・ジッジャルト在インドネシア事務所代表代理	H18.3.17 139号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 月付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・相手国国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
国際連合児童基金	コンゴ民主共和国における小児感染症予防計画のための贈与に 関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	コンゴ民主共和国における小児感染症予防計画を実施するために必要なワクチン、医薬品及び機材並びにそれらの調達に必要な役割の供与	600,000千円 -----	H18.3.10 キンジャ サで (同日)	日本側 柳谷俊範在コンゴ民主共和国大使 国際連合児童基金側 アン・ニー・フルームベルグ在コンゴ民主共和国事務所代表	H18.3.28 156号
国際連合開発計画	コンゴ民主共和国における「武装解除・動員解除・社会復帰計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との交換公文	コンゴ民主共和国における「武装解除・動員解除・社会復帰計画」の実施に必要な生産物及び役務の調達に必要な資金の贈与	660,000千円 -----	H18.3.14 キンジャ サで (同日)	日本側 柳谷俊範在コンゴ民主共和国大使 国際連合開発計画側 ロス・マクソン在コンゴ民主共和国事務所代表	H18.3.29 158号
国際連合開発計画	ブルンジ共和国、コンゴ民主共和国、ルワンダ及びウガンダにおける「大湖地域元児童兵社会復帰支援計画」の実施に必要な資金の贈与	ブルンジ共和国、コンゴ民主共和国、ルワンダ及びウガンダにおける「大湖地域元児童兵社会復帰支援計画」の実施に必要な物品及び役務の調達に必要な資金の贈与	234,000千円 -----	H18.3.17 ニユーヨークで (同日)	日本側 小澤俊朗国際連合日本政府代表部大使 国際連合開発計画側 ジルベール・ホンボ国際連合開発計画総裁補・地域局長	H18.4.3 174号
国際連合開発計画	シエラレオネ共和国における「開発のための武器回収計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の交換公文	シエラレオネ共和国における「開発のための武器回収計画」の実施に必要な生産物及び役務の調達に必要な資金の贈与	192,000千円 -----	H18.3.17 フリータウンで (同日)	日本側 石川正紀在シエラレオネ大使 国際連合開発計画側 ビクトール・アソンジェエロ在シエラレオネ事務所長	H18.4.3 175号
国際連合パレスチナ難民救済事業機関	パレスチナ難民に対する食糧援助に 関する日本国政府と国際連合パレスチナ難民救済事業機関との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる小麦粉及び豆類並びにそれらの輸送に必要な役割の供与	500,000千円 -----	H18.3.17 アンペンで (同日)	日本側 山口又宏在ヨルダン臨時代理大使 国際連合パレスチナ難民救済事業機関側 カレン・アブサイド事務局長	H18.4.11 217号
世界食糧計画	東ティモール民主共和国内の被災民に対する食糧援助に 関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役割の供与	100,000千円 -----	H18.3.17 ローペで (同日)	日本側 ア大使 世界食糧計画側 ジェームス・モリス事務局長	H18.4.11 218号
世界食糧計画	フィリピン共和国ミンダナオ地域 の被災民に対する食糧援助に 関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われるトウモロコシ、CSB（とうもろこし及び大豆の混合食糧）及び豆類並びにそれらの輸送に必要な役割の供与	140,000千円 -----	H18.3.17 ローペで (同日)	日本側 中村雄二在イタリ ア大使 世界食糧計画側 ジェームス・モリス事務局長	H18.4.11 219号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
世界食糧計画	ベンブアラデシエ人民共和国内の被災民に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及びソツナ缶詰並びにそれらの輸送に必要な役務の供与	500,000千円 -----	H18.3.17 ローマで (同日)	日本側 中村雄二在イタリ ア大使 側 務局長 世界食糧計画側 ジェーム ス・モリス事務局長	H18.4.11 220号
世界食糧計画	アフガニスタン・イスラマ共和国内の被災民に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及び豆類並びにそれらの輸送に必要な役務の供与	350,000千円 -----	H18.3.17 ローマで (同日)	日本側 中村雄二在イタリ ア大使 側 務局長 世界食糧計画側 ジェーム ス・モリス事務局長	H18.4.11 221号
世界食糧計画	パレスチナ自治地区住民に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる小麦粉及びその輸送に必要な役務の供与	160,000千円 -----	H18.3.17 ローマで (同日)	日本側 中村雄二在イタリ ア大使 側 務局長 世界食糧計画側 ジェーム ス・モリス事務局長	H18.4.11 222号
世界食糧計画	ニカラガ共和国内の被災民に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われるトウモロコシ及びソツナ缶詰並びにそれらの輸送に必要な役務の供与	135,000千円 -----	H18.3.17 ローマで (同日)	日本側 中村雄二在イタリ ア大使 側 務局長 世界食糧計画側 ジェーム ス・モリス事務局長	H18.4.11 223号
国際連合開発計画	リベリア共和国における「開発のための武器回収計画」の贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の交換公文	リベリア共和国における「開発のための武器回収計画」の実施に必要な生産物及び役務の調達に必要な資金の贈与	232,000千円 -----	H18.3.20 モンロビ アで (同日)	日本側 石川正紀在リベリ ア大使 側 務局長 国際連合開発計画側 ジョ ルダン・ライアン在リベ リア事務所長	H18.4.3 176号
国際連合児童基金	インドにおけるボリオ撲滅計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	インドにおけるボリオ撲滅計画を実施するために必要なワクチン及びその調達に関連する役務の供与	456,000千円 -----	H18.6.9 ニューデ リーで (同日)	日本側 覆泰邦在インド大 使 側 務局長 国際連合児童基金側 セシ リオ・アトルナ在インド 事務所代表	H18.6.26 366号
国際連合児童基金	アフガニスタンにおける児童の生存のための包括的計画の贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	アフガニスタンにおける児童の生存のための包括的計画を実施するための必要なワクチン、医薬品及び機材並びにそれらの調達に関連する役務の供与	449,000千円 -----	H18.6.13 カブール で (同日)	日本側 奥田紀宏在アフガ ニスタン大使 側 務局長 国際連合児童基金側 パー セント・アレンセン在アフ ガニスタン事務所代表	H18.6.26 367号
国際連合児童基金	パレスチナ人児童の感染症対策及び栄養状態改善並びに新生児の院内感染予防計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	パレスチナ人児童の感染症対策及び栄養状態改善並びに新生児の院内感染予防計画を実施するために必要なワクチン及び機材並びにそれらの調達に関連する役務の供与	374,000千円 -----	H18.7.10 エルサレ ムで (同日)	日本側 横田淳在イスラエ ル大使 側 務局長 国際連合児童基金側 ダ ン・ロハベン在パレスチ ナ自治区特別代表	H18.7.24 444号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、冒報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
世界食糧計画	スーダン共和国内の被災民に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる小麦及びCSB(とうもろこし及び大豆の混合食糧)並びにそれらの輸送に必要な役務の供与	980,000千円 -----	H18.7.28 ローマで (同日)	日本側 中村雄二在イタリア大使 世界食糧計画側 ジョーン・パウル事務局長	H18.8.15 483号
世界食糧計画	ウガンダ共和国内の被災民に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与	330,000千円 -----	H18.7.28 ローマで (同日)	日本側 中村雄二在イタリア大使 世界食糧計画側 ジョーン・パウル事務局長	H18.8.15 484号
世界食糧計画	ケニア共和国内の被災民に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与	550,000千円 -----	H18.7.28 ローマで (同日)	日本側 中村雄二在イタリア大使 世界食糧計画側 ジョーン・パウル事務局長	H18.8.15 485号
世界食糧計画	チャド共和国内の被災民に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる小麦粉及びCSB(とうもろこし及び大豆の混合食糧)並びにそれらの輸送に必要な役務の供与	150,000千円 -----	H18.7.28 ローマで (同日)	日本側 中村雄二在イタリア大使 世界食糧計画側 ジョーン・パウル事務局長	H18.8.15 486号
国際連合児童基金	ガーナにおける小児感染症予防計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	ガーナにおける小児感染症予防計画を実施するために必要なワクチン及び機械並びにそれらの調達に関連する役務の供与	298,000千円 -----	H18.8.9 アクラで (同日)	日本側 石川正紀在ガーナ大使 国際連合児童基金側 ドロシー・ローズ在ガーナ事務所代表	H18.8.28 506号
国際連合児童基金	スーダンにおける小児感染症予防計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	スーダンにおける小児感染症予防計画を実施するため必要なワクチン、医薬品及び機械並びにそれらの調達に関連する役務の供与	517,000千円 -----	H18.8.23 ハルツームで (同日)	日本側 牧谷昌幸在スーダン大使 国際連合児童基金側 エドワード・チャイバン在スーダン事務所代表	H18.9.4 528号
国際連合児童基金	ナイジェリアにおける小児感染症予防計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	ナイジェリアにおける小児感染症予防計画を実施するため必要なワクチン及び機械並びにそれらの調達に関連する役務の供与	495,000千円 -----	H18.8.23 アブジャで (同日)	日本側 田中映男在ナイジェリア大使 国際連合児童基金側 アヤジリエー・アバイン在ナイジェリア事務所代表	H18.9.4 529号
国際連合児童基金	エチオピアにおける小児感染症予防計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	エチオピアにおける小児感染症予防計画を実施するために必要なワクチン及び機械並びにそれらの調達に関連する役務の供与	529,000千円 -----	H18.8.24 アデイスアベバで (同日)	日本側 中津川伸一在エチオピア臨時代理大使 国際連合児童基金側 ビヨルン・リンダグ在エチオピア事務所代表	H18.9.6 533号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
国際連合開発計画	アフガニスタン・イスラーム共和国における「非合法法武装集団の解体のための包括的イニシアティブ推進計画」の贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の交換公文	アフガニスタン・イスラーム共和国における「非合法法武装集団の解体のための包括的イニシアティブ推進計画」の実施に必要な生産物及び役務の調達に必要な資金の贈与	3,248,000千円 -----	H18.8.31 カタール で (同日)	日本側 小菅淳一在アフガニスタン開発計画側 ニロブダイー・アニータ在アフガニスタン事務所代表代理	H18.9.12 542号
世界食糧計画	アフガニスタン・イスラーム共和国内の被災民に対する食糧援助計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる小麦及びその輸送に必要な役務の供与	350,000千円 -----	H18.10.31 ローマで (同日)	日本側 中村雄二在イタリア大使 世界食糧計画側 ジェームス・モリス事務所局長	H18.11.16 613号
世界食糧計画	アフガニスタン・イスラーム共和国の被災民に対する食糧援助計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われるCSB（とうもろこし及び大豆の混合食糧）及び豆類並びにそれらの輸送に必要な役務の供与	140,000千円 -----	H18.10.31 ローマで (同日)	日本側 中村雄二在イタリア大使 世界食糧計画側 ジェームス・モリス事務所局長	H18.11.16 614号
国際連合児童基金	リベリア共和国における小児感染症予防計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	リベリア共和国における小児感染症予防計画を実施するために必要なワクチン、医薬品、機材及びそれらの調達に関連する役務の供与	187,000千円 -----	H18.11.13 モンロビアで (同日)	日本側 中村温在リベリア臨時代理大使 国際連合児童基金側 ローザン・チャールトン在リベリア事務所代表	H18.11.29 635号
国際連合児童基金	シエラレオネ共和国における小児感染症予防計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	シエラレオネ共和国における小児感染症予防計画を実施するために必要なワクチン、医薬品、機材及びそれらの調達に関連する役務の供与	229,000千円 -----	H18.11.15 フリータウンで (同日)	日本側 中村温在シエラレオネ臨時代理大使 国際連合児童基金側 ザールト・カッペラエ在シエラレオネ事務所代表	H18.11.29 639号
国際連合児童基金	ハイチ共和国における予防接種強化計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	ハイチ共和国における予防接種強化計画を実施するために必要な1.ワクチン、機材、資材及びそれらの調達に関連する役務の供与 2.ワクチン保管倉庫の改修に必要な生産物及び役務の供与	204,000千円 -----	H18.11.17 ポルトープランスで (同日)	日本側 中川幸子在ハイチ臨時代理大使 国際連合児童基金側 アドリアーノ・ゴンザレス在ハイチ事務所代表	H18.11.30 641号
国際連合児童基金	ミャンマー連邦における第七次母子保健サービス改善計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	ミャンマー連邦における第七次母子保健サービス改善計画を実施するために必要なワクチン、医薬品、機材及びそれらの調達に関連する役務の供与	310,000千円 -----	H18.11.22 ヤンゴンで (同日)	日本側 小田野展丈在ミャンマー大使 国際連合児童基金側 ラメシユ・ソー事務所代表	H18.12.7 655号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
国際連合開発計画	アンゴラ共和国における「国家地雷除去院能力向上計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の交換公文	アンゴラ共和国における「国家地雷除去院能力向上計画」の実施に必要な生産物及び役務の調達に必要な資金の贈与	464,000千円 -----	H18.12.15 ルアンダ (同日)	日本側 柴田進在アンゴラ大使 国際連合開発計画側 ジタ・ホンソナ・ウエルチ在アンゴラ事務所代表	H18.12.27 693号
国際連合児童基金	パキスタン・イスラム共和国におけるボリオリ養護計画の贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	パキスタン・イスラム共和国におけるボリオリ養護計画を実施するために必要なワクチン及びその調達に関連する役務の供与	450,000千円 -----	H18.12.15 イスラマバード (同日)	日本側 小島誠二在パキスタン大使 国際連合児童基金側 テルジェ・トデッセル在パキスタン事務所代表代理	H18.12.27 695号
世界食糧計画	パレスチナ自治区住民に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる小麦粉及びツナ缶詰並びにそれらの輸送に必要な役務の供与	160,000千円 -----	H18.12.15 ローマ (同日)	日本側 中村雄二在イタリア大使 世界食糧計画側 シーラ・シスル事務所次長	H19. 1. 4 1号
世界食糧計画	ラウイイ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われるとうもろこし及びその輸送に必要な役務の供与	200,000千円 -----	H18.12.15 ローマ (同日)	日本側 中村雄二在イタリア大使 世界食糧計画側 シーラ・シスル事務所次長	H19. 1. 5 4号
世界食糧計画	スロヴァン王国国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われるメイスイミール及びその輸送に必要な役務の供与	100,000千円 -----	H18.12.15 ローマ (同日)	日本側 中村雄二在イタリア大使 世界食糧計画側 シーラ・シスル事務所次長	H19. 1. 5 5号
世界食糧計画	ジンバブエ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われるとうもろこし及びその輸送に必要な役務の供与	150,000千円 -----	H18.12.15 ローマ (同日)	日本側 中村雄二在イタリア大使 世界食糧計画側 シーラ・シスル事務所次長	H19. 1. 5 6号
世界食糧計画	シエラレオネ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる小麦、豆類及びCSB（とうもろこし及び大豆の混合食糧）並びにそれらの輸送に必要な役務の供与	170,000千円 -----	H18.12.15 ローマ (同日)	日本側 中村雄二在イタリア大使 世界食糧計画側 シーラ・シスル事務所次長	H19. 1. 5 7号
世界食糧計画	ザンビア共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われるとうもろこし及びCSB（とうもろこし及び大豆の混合食糧）並びにそれらの輸送に必要な役務の供与	150,000千円 -----	H18.12.15 ローマ (同日)	日本側 中村雄二在イタリア大使 世界食糧計画側 シーラ・シスル事務所次長	H19. 1. 9 8号

- (注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。